

# 役員一覧 (2019年6月26日現在)

## 取締役



代表取締役社長 **石塚 純晃**

- 1982年 4月 当社入社
- 2006年 6月 当社取締役 営業本部副本部長
- 2008年 4月 当社取締役 ビジネスソリューションユニットディレクター
- 2009年 4月 当社取締役 営業本部長
- 2011年 4月 当社取締役 DCG・サービス事業本部長
- 2013年 4月 当社常務取締役
- 2013年 10月 株式会社インテージ代表取締役社長
- 2015年 6月 当社取締役
- 2017年 6月 当社代表取締役常務
- 2019年 4月 当社代表取締役社長(現任)



取締役 CFO、内部統制担当 **池谷 憲司**

- 1980年 4月 株式会社埼玉銀行入行
- 2011年 10月 当社経営管理部長
- 2013年 4月 当社執行役員 財務・IR部長
- 2014年 4月 当社執行役員 財務・IR部担当
- 2014年 10月 当社執行役員 財務・IR部担当、秘書室長
- 2015年 4月 当社執行役員 財務・IR担当、社長室長
- 2015年 6月 当社上席執行役員 財務担当、社長室長、危機対策委員会担当、内部統制推進委員会担当
- 2016年 4月 当社上席執行役員 財務部担当、社長室担当、内部統制部担当、危機対策委員会担当、内部統制推進委員会担当
- 2016年 6月 当社取締役 CFO、内部統制担当(現任)



取締役 CWO<sup>※</sup>、マーケティング支援(ヘルスケア)事業担当 **仁司 与志矢**

- 1992年 6月 株式会社社会情報サービス入社
- 1994年 12月 ティー・エムマーケティング株式会社(現 株式会社インテージヘルスケア)取締役
- 2005年 1月 ティー・エムマーケティング株式会社代表取締役副社長
- 2007年 3月 ティー・エムマーケティング株式会社代表取締役社長(現任)
- 2014年 7月 当社執行役員 グループヘルスケアソリューション担当
- 2015年 4月 当社執行役員 グループヘルスケア事業担当
- 2015年 5月 株式会社アスクレップ取締役
- 2016年 6月 当社取締役 グループヘルスケア事業担当
- 2017年 4月 当社取締役 グループヘルスケア事業担当、働き方改革推進担当
- 2019年 6月 当社取締役 CWO、マーケティング支援(ヘルスケア)事業担当(現任)



取締役 海外事業統括本部長、マーケティング支援(消費財・サービス)海外事業担当 **宮内 清美**

- 1983年 4月 当社入社
- 2005年 4月 当社ソリューション本部グローバルリサーチ部長
- 2007年 10月 当社営業本部営業9部長
- 2008年 7月 INTAGE (Thailand) Co.,Ltd.CEO(現任)
- 2014年 4月 当社執行役員 海外事業アセアン・インド担当
- 2014年 4月 INTAGE Holdings Inc. Regional Office代表(現任)
- 2015年 1月 当社執行役員 グループ海外事業担当
- 2015年 6月 当社上席執行役員 グループ海外事業担当
- 2016年 4月 当社上席執行役員 グループ海外事業担当、海外事業統括本部長
- 2017年 6月 当社取締役 グループ海外事業担当、海外事業統括本部長
- 2019年 6月 当社取締役 海外事業統括本部長、マーケティング支援(消費財・サービス)海外事業担当(現任)



取締役 マーケティング支援(消費財・サービス)国内事業担当 **檜垣 歩**

- 1988年 4月 カコム株式会社入社
- 1995年 10月 当社入社
- 2007年 4月 当社マーケティングソリューションユニットマーケティングソリューション部長
- 2013年 4月 当社執行役員 マーケティングイノベーション本部長
- 2014年 7月 当社執行役員 グループマーケティングソリューション担当
- 2015年 7月 当社上席執行役員 グループ事業戦略担当
- 2016年 4月 株式会社インテージテクノスフィア取締役
- 2016年 4月 株式会社インテージ取締役
- 2019年 4月 当社上席執行役員 マーケティング支援(消費財・サービス)国内事業担当
- 2019年 6月 株式会社インテージ代表取締役社長(現任)
- 2019年 6月 当社取締役 マーケティング支援(消費財・サービス)国内事業担当(現任)



取締役(社外) **岸 志津江**

- 1983年 4月 名古屋商科大学商学部専任講師
- 1988年 3月 名古屋市立大学経済学部助教授
- 1996年 4月 名古屋市立大学経済学部教授
- 1998年 4月 学校法人東京経済大学経営学部教授(現任)
- 1998年 10月 日本広告学会常任理事(現任)
- 2010年 10月 日本広告学会会長
- 2014年 4月 学校法人東京経済大学経営学部部長
- 2015年 6月 当社取締役
- 2016年 6月 当社監査等委員である取締役
- 2017年 6月 当社取締役(現任)
- 2018年 4月 学校法人東京経済大学常務理事・副学長(現任)

※CWOは、Chief Workstyle Officer(最高働き方改革推進責任者)の略

監査等委員である  
取締役



監査等委員である取締役  
(常勤監査等委員)

伊藤 孝

- 1977年 4月 日本IBM株式会社入社
- 2008年 1月 当社営業本部副本部長
- 2012年 4月 当社執行役員 FMCG事業本部長
- 2015年 12月 当社理事 監査役スタッフ、内部監査室担当
- 2016年 4月 当社理事 監査役スタッフ、内部監査室担当
- 2016年 6月 当社監査等委員である取締役(常勤監査等委員)(現任)
- 2017年 4月 株式会社インテージ監査役(現任)



監査等委員である取締役  
(社外)

中島 肇

- 1986年 4月 裁判官任官
- 1997年 4月 東京地方裁判所判事
- 2002年 4月 最高裁判所書記官研修所事務局長
- 2004年 4月 裁判所職員総合研修所研修部長
- 2005年 4月 東京高等裁判所判事
- 2007年 4月 桐蔭法科大学院教授(現任)
- 2007年 6月 弁護士登録
- 2014年 6月 当社補欠監査役
- 2015年 6月 当社監査役
- 2016年 6月 当社監査等委員である取締役(現任)
- 2017年 6月 東洋精糖株式会社社外取締役(現任)



監査等委員である取締役  
(社外)

三山 裕三

- 1983年 4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
- 1986年 9月 三山裕三法律事務所設立
- 2001年 7月 三山総合法律事務所代表(現任)
- 2007年 4月 あいホールディングス株式会社社外取締役(現任)
- 2016年 5月 当社独立委員会委員
- 2017年 6月 当社監査等委員である取締役(現任)



監査等委員である取締役  
(社外)

鹿島 静夫

- 1982年 3月 アーサー・ヤング会計事務所東京事務所入所
- 1985年 3月 公認会計士登録
- 1987年 6月 アーサー・ヤング会計事務所と監査法人朝日新和会計社との  
合同により監査法人朝日新和会計社国際事業部に転籍
- 1992年 10月 鹿島公認会計士事務所開設
- 税理士登録
- 1992年 12月 鹿島静夫税理士事務所開設  
鹿島静夫税理士事務所所長(現任)
- 2002年 3月 株式会社ホーワス・ジャパン(現 株式会社みなとトラスト)  
代表取締役(現任)
- 2002年 9月 鹿島・小宮山公認会計士共同事務所開設  
鹿島・小宮山公認会計士共同事務所代表公認会計士(現任)
- 2008年 12月 株式会社ミキ・ツリスト監査役(現任)
- 2010年 4月 当社顧問会計士
- 2018年 3月 当社顧問会計士解職
- 2018年 6月 当社監査等委員である取締役(現任)

スキルセット

氏名	年齢	取締役 在任年数	取締役会出席状況 (2019年3月期)	経験						
				マーケティング	システム	先端技術/IT	広告	財務/会計	法務	グローバル
石塚 純晃	60	13	17回/17回	■	■					
池谷 憲司	62	3	17回/17回					■	■	
仁司 与志矢	52	3	17回/17回	■						■
宮内 清美	59	2	17回/17回	■						■
檜垣 歩	55	0	—	■		■	■			
岸 志津江	67	4	16回/17回	■			■			
伊藤 孝	64	3	17回/17回	■	■					
中島 肇	63	3	17回/17回					■	■	
三山 裕三	64	2	17回/17回					■	■	
鹿島 静夫	60	1	13回/13回					■		■



# Corporate governance

コーポレート・ガバナンス

## 基本的な考え方

当社は、多数のステークホルダーより成り立っている企業として、業績の向上にとどまらず、経営の健全性、公正性、透明性等の確保が重要な責務であると認識しております。

当社では、「THE INTAGE GROUP WAY」を経営の拠り所としており、またその土台ともいべきものとして、法令や良識に従い事業を進めるといふ当社グループの姿勢を広く社会に宣言するものとして、「インテージグループ企業倫理憲章」を定めております。

さらに、上記「インテージグループ企業倫理憲章」に基づき、当社グループの役員、従業員等が日常業務を遂行するにあたっての基本的考え方と行動のあり方を「インテージグループ社員行動規範」として定め、役員、従業員等一人ひとりの行動が、当社グループへの信頼を確実にしていくものであることを認識し、この基準を遵守し、健全な事業活動を進めるよう努めております。さらに、当社の内部統制システムは、「内部統制システムに関する基本方針」に基づいて運用されております。

## ガバナンスの変化

当社は2016年6月17日、業務執行サイドによる適切なリスクを支える環境を整備することを目的とし、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。これにより、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による経営の公正性、透明性および効率性の向上など、コーポレートガバナンス体制の強化を図っております。

監査等委員会設置会社への移行後、事業および経営環境に合わせて社内・社外役員の構成や役員の変更など少しずつ形を変えており、当社にとって最適なコーポレートガバナンスの醸成を図っています。

### 役員構成 (2019年7月現在)

#### 社内・社外役員の構成

##### 取締役



##### 監査等委員である取締役



#### 男女の構成

##### 取締役



##### 監査等委員である取締役





## 2018年度取締役会の実効性評価

取締役会は、毎年、アンケートやヒアリング等の実施により得られた各取締役の自己評価等も参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示します。また、取締役会の議長は、社外取締役から、定期的に、取締役会の運営等についての意見聴取を行います。2018年度については、2019年5月から6月にかけて、当社の取締役10名（監査等委員でない取締役6名、監査等委員である取締役4名）を対象として、「取

締役会の運営状況」、「取締役会の審議」および「取締役への支援」の分野に関しインタビューを行い、意見の集約および分析の上、その結果を取締役会に報告しました。

その内容としては、取締役会付議議題の計画的な上程や資料の質的向上、取締役に対するトレーニング支援等、主要な改善テーマについておおむね高い評価を得ており、経営上重要な事項の決議と業務執行の監督を適切に行うための実効性が確保され、向上してい

ると評価いたしました。

また、当社においては独立社外取締役が4名選任され、事業内容への理解が求められる社外取締役に対する支援として、引き続き監査等委員会が情報提供の場として活用される等、独立社外取締役の監督機能を活用できる体制になっていると評価いたしました。

本実効性評価を踏まえ、取締役会が監督機能を最大限発揮するために、取締役に対する情報提供等、更なる改善工夫を実施・検討してまいります。

### 社外取締役メッセージ

## 原理原則の観点に基づいた助言により、 変わり続けるインテージグループを 支えます

マーケティング過程のデジタル化が進み、膨大なデータを入手可能な時代となり、インテージグループの強みを発揮できる機会が飛躍的に増大しています。私は大学で広告、マーケティング、および消費者行動を研究し、これらのベースとして心理学やコミュニケーション理論を学んできました。研究よりも現実のほうが先に変化しているようにも見えますが、変化の根底にある原理原則といった観点から助言することが私の役割であると考えています。また、第三者の立場から個人データの活用方法を客観的に評価することも、社外取締役の役割であると認識しています。

大量の営業員と広告を投入することで一定の成果が期待できた時代は去り、データサイエンスやAIといった言葉に象徴されるように、マーケティングも高度な専門職と見なされつつあります。インテージの主要な経営資源である各種パネルデータは、消費者の購買記録とメディア接触、小売店頭の販売、医薬品関係と多岐にわたります。定量的なデータ以外にも、消費者の生の言葉や表情なども活用し、目に見える行動の背後にある興味・関心に関わるインサイトの発見に役立っています。これらの知見がお客様の課題解決につながることから、インテージは消費者に最も近いBtoB企業とすることができます。今後はR&Dセンターのさらなる活用と、グローバル化の推進、自由な組織風土の中での人材育成を進めることにより、さらなる発展を期待しています。

社外取締役  
学校法人東京経済大学常務理事・副学長

岸 志津江

## 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2009年10月1日開催の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議し、2016年6月17日開催の取締役会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したことに伴い一部改定しております。その概要は以下のとおりであります。

### 業務運営の基本方針

当社及び当社グループでは、「THE INTAGE GROUP WAY」を経営の拠り所としています。「インテージグループ企業倫理憲章」に基づき、当社グループの取締役、監査役、執行役員、理事、顧問、従業員、派遣社員等又はこれらに準ずる者（以下これらを総称する場合は「勤務者」という）が日常業務を遂行するにあたっての基本的考え方と行動のあり方を「インテージグループ社員行動規範」として定め、勤務者一人ひとりの行動が、当社グループへの信頼を確実にしていくものであることを認識し、この基準を遵守します。また、勤務者の公正な業務執行を確保するため、「コンプライアンス推進規程」の施行等、コンプライアンス体制の整備に努めます。

#### ①業務運営の基本方針

当社グループの事業の特性上、個人情報をはじめとする情報管理は経営上の重要な課題であるため、管理責任者の任命、関連規程の整備等、情報管理の体制の整備・運用に努め、「内部統制システムに関する基本方針」を定めます。

#### ②取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役は、勤務者のコンプライアンス意識の維持・向上を図るため、企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行います。
- ロ. 取締役会は、内部統制システムの整備方針・計画について決定するとともに、内部統制推進委員会を設置して内部統制システムが有効に機能する仕組みの構築を推進します。
- ハ. 取締役は、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握と解決に努めます。
- ニ. 当社グループは、勤務者の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部統制推進委員会を通じて「THE INTAGE GROUPWAY」、「インテージグループ企業倫理憲章」、「インテージグループ社員行動規範」等の実践的運用と徹底を実行します。
- ホ. 当社グループは、コンプライアンスに関する規程を整備し、周知徹底します。内部統制推進委員会は、各種活動を通じてコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。
- ヘ. 当社グループの勤務者は、重大な法令違反やその他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、直ちに上司若しくは危機対策委員会委員長、監査等委員会に報告するものとします。
- ト. 法令遵守上疑義のある行為等について、勤務者が直接通報を行う手段を確保するため、当社顧問法律事務所を窓口とした「コンプライアンス専用ホットライン」を設置します。通報にあたっては、匿名性を保障するとともに通報者に対して不利益な取扱いがないことを確保します。
- チ. 反社会的勢力を断固として排除・遮断することとし、不当要求がなされた場合には、警察等の外部専門機関と緊密に連携をもちながら対応します。

#### ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 内部統制推進委員会はリスク管理の全体を統括します。
- ロ. 経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルに認識、評価する仕組みを整備するとともに、リスク管理に関する規程を整備します。また、グループ各社の課題把握、対策の策定等を審議するマネジメントシステム委員会や情報セキュリティについて審議する情報セキュリティ委員会を通して事業部門への浸透を図ります。
- ハ. 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生、又は発生する恐れが生じた場合は、危機対策委員会が有事の対応を迅速に行い、再発防止策を講ずることとします。

#### ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会は、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、重要事項の決定並びに取締役の職務執行状況の監督等を行います。

ロ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適時に開催します。また、経営方針と諸施策、事業運営に関する報告・審議・決定の機関として、取締役（監査等委員である者を除く）、常勤の監査等委員である取締役、執行役員及びグループ各社社長が出席するグループ経営会議を毎月1回開催します。取締役（監査等委員である者を除く）、常勤の監査等委員である取締役及び執行役員が出席する経営連絡会を隔週で開催します。

#### ⑤取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役会、グループ経営会議及び経営連絡会その他の重要な会議の意思決定に係る文書、取締役が決裁するその他の重要な文書は、少なくとも10年間保管するものとし、必要に応じ関係者が閲覧できる体制を整備します。

ロ. 情報管理については、情報セキュリティに関する規程及びガイドライン、個人情報保護に関する基本方針及び規程に基づき管理します。

#### ⑥当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

イ. グループ経営会議等を通じてグループ各社から職務執行及び事業状況を報告させ、グループ経営の一層の推進を図り、企業価値の維持・向上に努めます。

ロ. 当社グループ内の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものであることを確保します。

ハ. 内部統制部門は内部監査部門との連携により、内部統制システムの整備・運用に係る実効性向上を図ります。

#### ⑦当社及びその子会社の取締役（監査等委員である者を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 当社及びグループ各社の勤務者は、当社及びグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、コンプライアンスに関する事項及びリスクに関する事項、その他内部統制上問題のある事項が発生した場合は、速やかに監査等委員会へ報告します。

ロ. 勤務者が監査等委員会への報告又は「コンプライアンス専用ホットライン」へ通報することにより、人事評価において不利な取扱いを受けないことを確保します。

#### ⑧その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査等委員会は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、グループ経営会議、経営連絡会、内部統制推進委員会、危機対策委員会、マネジメントシステム委員会、情報セキュリティ委員会などの重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて勤務者にその説明を求めることとします。また、内部監査部門との連携体制や、内部統制部門からの定期的な状況報告、当社グループの監査役との連絡を密にとる等により、グループ各社の状況を把握します。

ロ. 監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図ります。また、監査の実施にあたり弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができるものとします。

#### ⑨財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制推進委員会を設置し、内部統制が適正に機能することの継続的評価、必要な是正を行います。